

10 労働基準監督機関としての職権行使等

労基法及び安衛法等の労働基準関係法令は、職務の特殊性から一部が適用除外されているが、原則として地方公務員である職員に対しても適用され、職員の勤務条件を決定する際の基本的な基準として、また、職員の安全と健康を確保するための規定として重要な役割を果たしている。

(1) 号別区分

職員に関して、労基法及び安衛法等の法令を適用する場合における労働基準監督機関の職権は、労基法別表第一の事業区分の別により人事委員会(又はその委任を受けた人事委員会の委員)又は労働基準監督署が行うものとされている(地公法第 58 条第 5 項)。

各事業場の号別区分は、その事業内容に基づき、名古屋市人事委員会と愛知労働局とで協議して決定している。令和 5 年度に新たに号別区分が決定された事業場は次のとおりである。

事業場の名称	号別区分	労働基準監督機関
教育支援センター	第 12 号	人事委員会
児童福祉センター中央児童相談所一時保護所	第 13 号	労働基準監督署
西部児童相談所一時保護所	第 13 号	労働基準監督署
東部児童相談所一時保護所	第 13 号	労働基準監督署
本部機動部隊	該当なし	人事委員会

本市における事業場の号別区分状況は次のとおりである。(地公法第 58 条第 5 項、労基法別表第一)

○人事委員会が職権行使する事業場

号別区分	事業内容	事業場数	事業場名
第 12 号	教育・研究	442	市政資料館 工業研究所 環境科学調査センター 中央看護専門学校 衛生研究所(業務課を除く) 救急救命研修所 消防学校 野外教育センター2 教育支援センター 見晴台 考古資料館 鶴舞中央図書館 図書館 11 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 美術館 科学館 教育センター 小学校(給食調理場を除く) 261 中学校 112 高等学校 14 特別支援学校(給食調理場を除く) 6 幼稚園 20
官 公 署 (第 1 号から第 15 号に掲げる事業を除く。)		101	市長部局本庁 13 東京事務所 市税事務所 3 収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター なごや人権啓発センター 文化センター2 中央卸売市場本場 中央卸売市場北部市場 中央卸売市場南部市場 名古屋城総合事務所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 動物愛護センター 児童福祉センター(中央児童相談所一時保護所、中央療育センター及びくすのき学園を除く) 西部児童相談所(一時保護所を除く) 東部児童相談所(一時保護所を除く) ささしまライブ 24 総合整備事務所 都市整備事務所 2 東山総合公園(東山動物園及び東山植物園を除く) 消防局本庁 本部機動部隊 消防航空隊 消防署 16 区役所(保健福祉センター(福祉部を除く)を除く) 16 上汐田教育集会所 区役所支所 6 農業委員会事務局 市選挙管理委員会事務局 区選挙管理委員会事務室 16 監査事務局 人事委員会事務局 教育委員会事務局本庁 学校事務センター 市会事務局

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

○労働基準監督署が職権行使する事業場

号別 区分	事業内容	事業 場数	事業場名
第1号	製造・加工・水道	—	(上下水道局所管事業場) 小学校・特別支援学校給食調理場
第3号	土木・建築	17	ポンプ施設管理事務所 土木事務所 16
第4号	貨客運送	—	(交通局所管事業場)
第6号	農 林	1	東山植物園
第7号	畜産・養蚕・水産	1	東山動物園
第13号	保 健 衛 生	114	精神保健福祉センター 厚生院 衛生研究所業務課 食品衛生検査所 食肉衛生検査所 保育園 84 児童福祉センター中央児童相談所一時保護所 児童福祉センター中央療育センター 児童福祉センターくすのき学園 西部児童相談所一時保護所 東部児童相談所一時保護所 ひばり荘 玉野川学園 あけぼの学園 西部地域療育センター 区役所保健福祉センター (福祉部を除く) 16
第15号	焼却・清掃・と畜	22	環境事業所 16 処分場 環境局工場 4 八事霊園・斎場管理事務所

(令和6年4月1日現在)

(2) 性能検査等

危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するために、安衛法、ボイラー則、クレーン則等の規定に基づき行われた性能検査等の報告を受理した。

内容 \ 種類	ボイラー	第一種圧力 容 器	クレーン	ゴンドラ	計
性 能 検 査	7 件	11 件	2 件	8 件	28 件
設 置 届	—	—	—	—	—
設 置 報 告	—	—	—	—	—
使 用 再 開 検 査	1 件	—	—	—	1 件
落 成 検 査	—	—	—	—	—
変 更 届	1 件	—	—	—	1 件
変 更 検 査	1 件	—	—	—	1 件
休 止 報 告	3 件	—	—	—	3 件
廃 止 報 告	2 件	—	—	—	2 件
計	15 件	11 件	2 件	8 件	36 件

(参考)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況

性能検査を必要とするボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況は次のとおりである。なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が検査を実施している(安衛法第41条)。

ア ボイラー

設置場所	基数	設置場所	基数
市役所東庁舎	2	千種図書館	1
中央卸売市場南部市場	2	市役所西庁舎	2
		計	7

イ 第一種圧力容器

設置場所	基数
市役所東庁舎	2
伏見ライフプラザ	2
中央卸売市場南部市場	5
衛生研究所	2
計	11

ウ クレーン

設置場所	基数
工業研究所	1
消防局	1
計	2

エ ゴンドラ

設置場所	基数
中央卸売市場本場	1
中土木事務所	1
美術館	2
中消防署	4
計	8

(令和6年4月1日現在)

(3) 解雇予告除外認定

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしないときは、30日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。

ただし、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、その事由につき労働基準監督機関の認定を受けたときは、解雇予告は要せず、また、解雇予告手当を支払うことも要しない(労基法第20条第1項及び第3項)。令和5年度は、3件の解雇予告除外認定申請に対し、令和5年6月12日、同年8月29日、同年11月21日に認定を行った(参考:令和4年度申請1件、認定1件)。

(4) 事業場調査

職員の労働条件及び安全衛生について適正化を推進するため、人事委員会が労働基準監督機関として職権行使を行う本市の事業場について、労基法及び安衛法違反の有無等について調査し、違反等がある場合には是正の指導を行う。

令和5年度は人事委員会が職権行使を行う543事業場から127事業場を選出して書面調査を行った。その結果、必要に応じ実地調査を行い、労基法及び安衛法の違反等の状況が確認された事業場に対し、是正の指導等を行った。